

令和5年9月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月5日(火) 午後1時30分から午後2時24分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 (欠番)
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年9月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆様、今日はお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。 皆様方も御存じのように、8月24日から福島原発の災害の処理水が海に放出をされております。その中で、担当の本元の野村農林水産大臣が汚染水と発言されたことが問題になっております。やはり人間は誰でも間違いはいたしますが、汚染水と言って申し訳ないというおわびの報道の中で、野村大臣は、私は口が滑るですもんねというようなことで弁解をしておりました。人間は誰でも失敗はあるのに、国を代表する人がああいう言い方をすれば、第1次産業の私たち農業と漁業につき身としては、全く頼りない弁解だったなと思っております。 そんな中で、農業情勢も厳しゅうございますが、その処理水を出しても、日本の処理水はトリチウムの量も規格よりもずっと低くて、漁業には問題ないそうでございます。反対に、中国は日本の批判をしておりますが、中国のトリチウムは、放射能汚染を確認する機械を使えば、カニも、ひどかときは魚類を食べた人間の体でも反応するそうです。それは機械が悪いというようなことをしておりますが。 やはり日本の国は安全・安心な状況を保って、また、いろいろな研究がなされて、放射能が放出しないように規格を非常に厳しくして、原子力委員会の審査を通った水を処理水として出しておられます。ただの排水としておれば問題なかったんでございますが、私たちも日本の国土の中で災害を負ったものに対していろいろ目を向けていかにかいかなのかなと痛切に思っておりました。 台風も13号が発生しておりますが、熱帯低気圧になって今のところは災害も少なく済んでおりますが、沖縄辺りは非常に災害がっております。日頃から災害に備えておいたほうが、今の地球温暖化の中ではよいかなと思っております。 今日はたくさん審議ございますが、皆様方の御協力を得てスムーズに進行できるように努力いたしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日の出席委員は13名全員出席をされておりますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和5年9月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 3番中村委員、4番西村委員をお願いします。 次に、第1号議案「農地法第3条による許可申請」についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道牛津芦刈線西の芦刈町高道地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。

資料の5ページを御覧ください。

資料の1ページに書いてある申請農地及び、5ページに表示がありますが、〇〇番〇から〇〇番〇までの4筆、合計で7筆の1万2,763平米を、譲渡人からの申出により譲受人へのあっせん調整が済んでおります。

なお、今回の3筆は一般的に白地と呼ばれておりますが、農業振興地域から除外されている農地であるため、公益社団法人佐賀県農業公社が行っております農地売買等特例事業の対象とはなりません。そのため、農地法第3条の規定による許可申請書を提出されております。ほかの4筆は公益社団法人佐賀県農業公社を通じて売買するように準備をされております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

今のですけど、土地の場所はどの辺ですかね。

お答えします。土地の場所については、資料の6ページにゼンリン地図を載せております。

6ページのこの斜線のところですかね。

はい。農地法3条での許可申請に関しましては、釘本委員おっしゃったように斜線の部分が3条での申請となります。

ここに書いてある〇〇さんの周りのところですか。

そうですね、斜線を引いているところが3条での、今……

ここを売渡しということですね。

そうです。

私の近所なんです。そいぎ、ここはもともと田んぼやったですかね。

今回の斜線の部分に関しては、もともと宅地でした。

宅地やったですか。

はい。宅地で、譲渡人のお父さんかおじいさんが宅地の一部を田んぼにされていたというのがあっせんの申出、農地の売買の申出があったときに判明してですね……

そいぎ、この斜線は宅地やったとですね。

もともと宅地だったんですが、それを分筆されて……

そいぎ、以前、大きな家があったのを小さくして田んぼにしたとですね。

家の建て替えの時期でそういうふうにされたかどうかまでは確認をしていないんですが、宅地の一部を田んぼとしてお使いになっていたというのがあっせんの申出をされたときに判明して、宅地のままでは農地として売買ができないので、分筆をしていただいて地目を田に変えられたことによって、今回……

そいぎ、そこの宅地のところを農地にするということですね。

地目は農地になっていますし、田んぼとしてもうお使いになっています。

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

ほかに皆さん方の中から何かございましたら。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
8 番
事務局

8 番
事務局

8 番
事務局

8 番
事務局

8 番
事務局

8 番
事務局

8 番
事務局

8 番
事務局

8 番
事務局

8 番

議 長

事務局

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は7ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は県道江北芦刈線南の芦刈町芦刈中村地区にある農地で、申請理由は贈与です。

以上でございます。

議長
8番
事務局

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

私もここは見てきたんですけど、公衆用道路ですかね。

現在は田んぼとしてお使いになっているんですが、資料の8ページに登記事項証明書の写しを添付させていただいております。

8番
事務局

あぜということですか。

いいえ。8ページの上のほうには、今、釘本委員おっしゃったように公衆用道路で87平米というふうになっておりますが、それが平成20年1月15日に地目が田に変わっております。

8番
事務局

公衆用道路が田に変わったわけですか。

はい。というのが、ここの申請地の北側にあります江北芦刈線を拡幅というか、道路の整備をされる際に、ここの農地の真ん中にあった土地改良区が所有している公衆用道路は必要ないということで道路の付け替えをされています。その分の道路はこの圃場の南側に付け替えをされておりますが、その際、地目を変更して、もう既に農地として耕作をされています。

今回、87平米が何で残っているのかということなんですが、平成20年頃、御本人さん、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで、ほかの農地は所有を移されていたんですが、この農地、この筆だけ手続が漏れておりましたので、今回贈与という形での申出をされています。

以上です。

8番
議長

分かりました。ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は11ページからとなります。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は市道黒原晴田橋線西の小城町黒原地区を通る市道黒原2号線北にある農地で、転用目的は農業用資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画に

において農用地区域内にある農地ですが、農業用施設への用途区分の変更であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については11番北島委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

11番

今、事務局のほうから説明がございましたけれども、8月25日に私たち申請者のところの現場を見に行きましたけれども、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当でありました。

そして、計画面積の検討につきましては、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断ができました。

それから、実現確実性の判定については、地元のほうに計画を説明されており、申請目的どおり転用されると判断ができます。

被害防除施設・用排水の検討については、先ほど事務局から説明がありましたように、雨水の集水後には東側の水路に排水をする。し尿及び生活雑排水の排水はないということです。

そして、その土地は土留め工事が施工されます。

その他の特記事項については、令和5年8月1日に説明を受けて確認をしております。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は18ページからとなります。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は国道207号南の牛津町天満町地区を通る市道天満町東線東にある農地で、転用目的は貸駐車場でございます。

被害防除対策ですが、隣接地を農地法第5条による農地転用を申請されておりますが、雨水は開発地内の道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所牛津出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地は市役所牛津出張所から約670メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

資料の24ページを御覧ください。

申請地の一部ですが、許可を得ずに造成し、タマネギ乾燥場及び農機具置場として使用をしていたが、義父の他界後、使用しなくなったため、近隣住民の求めに応

じて貸駐車場として活用をしていた。今回の農地転用申請時に無許可であることが判明したため、始末書を提出されております。

以上でございます。

議 長

この案件については5番井手委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5 番

8月25日に現場確認をいたしましたところ、申請者、申請農地、転用目的は事務局から説明があったとおりでございます。

調査事項ですけれども、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断いたしました。

計画面積の検討については、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

実現確実性の判定については、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実であります。

被害防除施設・用排水の検討については、土留め工事が施工され、雨水は南側道路側溝へ排水、し尿及び生活雑排水の排水はありません。

その他の特記事項については、令和5年8月8日に説明を受け確認しています。

なお、許可を受けずに一部を駐車場として利用されておりますので、これについては始末書を提出されております。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は25ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は国道207号南の牛津町天満町地区を通る市道天満町東線東にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地12区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場(これらの支所を含む)等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所牛津出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地は市役所牛津出張所から約710メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

資料の33ページを御覧ください。

先ほどの農地法第4条の許可申請と同じ始末書となりますが、申請地の一部ですが、許可を得ずに造成し、タマネギ乾燥場及び農機具置場として使用していたが、義父の他界後、使用しなくなったため、近隣住民の求めに応じて貸駐車場として活用していた。今回の農地転用申請時に無許可であることが判明したため、始末書を提出されております。

以上でございます。

議 長

この案件については5番井手委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5 番

この案件につきましては、譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局から説明があったとおりでございます。

調査事項につきましては、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討については、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

実現確実性の判定ですが、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実であります。

被害防除施設及び用排水の検討については、土留め工事が施工され、雨水は集水後に東側水路へ排水し、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されます。

その他の特記事項ですが、令和5年8月8日に説明を受けて確認しております。

なお、許可を受けずに一部を駐車場として利用されておりますので、始末書提出をされております。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として異常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号12まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は4ページから7ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が26筆、利用権の再設定が10筆、合計36筆、総面積は6万3,393平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長
4番

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

利用権設定ということで、耕作放棄地が出ないようにちゃんと設定をしていただいているので、いいことかと思いますが、6ページの番号9の6ということで、〇〇さんという方の田んぼをですね、これは新規なんですけれども、私が気になったのはDの設定する利用権の貸借料、作物のところゼロ円ということになっております。ここは俗に言う小作料のことかなとは思いますが、ゼロ円ということになっておりますので、こういうことがよくあることなのかですね。これは一筆一筆は割と小さいようですが、合わせると1.8ヘクタールぐらいあるんですが、これが全てゼロ円ということなんですよね。普通ちょっと小さいやつを、作りにくいからということで、管理してもらおうということでゼロ円ということも考えられるかなとは思いますが、これ全部がゼロ円ということになっておりますので、こういうことがよくあることなのか、また、別にお米か何かでお話合いがされているものかですね。農地を持っているだけで、作っていないでもカントリーの固定経費とか払われている方もいらっしゃるわけですよ。こういうゼロ円ということがよくあることなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

事務局

お答えをいたします。

まず、使用貸借権の設定に関しましては、今、西村委員おっしゃったようにゼロ円ということで使用貸借という契約になります。

ゼロ円に関しましては、そこまで件数自体は多くないものの、例えば、親戚の方に農地の管理を含めて頼むということでゼロ円をお願いをするという方もいらっしゃいます。ですが、先ほどおっしゃったように、面積が1町8反ある中で全てがゼロ円というのは、なかなかちょっと見ないものかと思います。

それと、お米とか、そういった物納をされる場合に関しましては、ここはお米を、例えば、反あたり1俵とか、そういう契約をされるのであれば、この利用権設定の明細のほうにも物納で米何俵とか、何十キロとか、そういった記載をいたしますので、今回に関しましてはあくまでもゼロ円ということになっています。

それと、契約の期間が20年というふうに長期になっておりますが、小作の、今回の利用権設定に関しましては期間の定めが特にございませんで、両者のお話合いで期間に関しましては設定をすることができます。ですから、9の8につきましては、この方に関しましては1年しか契約をしないという方もいらっしゃいますので、あくまでも期間に関しましては、先ほども申しましたように両者のお話合いということになります。ですが、先ほど西村委員おっしゃったように、これだけの長期間で小作料、貸借料を何も受け取らないという方は、私が経験した中ではほとんどいらっしゃらなかったのかなというふうに思っております。

以上です。

3番
事務局
3番
事務局
4番
8番

血縁関係とかもなかったですか。

すみません、血縁関係云々はちょっと調べないと分からないんですが。

息子さんに貸しんさあと。

今、中村委員がおっしゃったようにですね……

同じ集落ではあるんですか。(発言する者あり)

今のとに関連ですけど、新規で書いてあるでしょう。以前は分からないでしょう。

事務局

お答えをいたします。

新規、更新の別に関しましては、今まで田んぼを貸されていたにしても、例えば、今までAさんとBさんの契約だったものを、AさんからCさんに契約を改める

場合は全て新規という記載になります。ですから、更新は、例えば、最初にAさんとBさんが5年間契約をされて、その次もまた、例えば5年とか10年をAさんとBさんが契約を続けてされる場合が更新というふうに表示をいたします。

8 番
事務局

新規、更新。

これが新規です。今ちょっと契約書のほうを確認に行っていますので、もうしばらくお待ちください。

ですから、先ほど中村委員もおっしゃったように、親子関係である場合、長期間にわたって、例えば、経営移譲をする場合とかは賃借料を受領されずに使用貸借での契約があるものの——ちょっと契約書の中を見て、また説明をさせていただきたいと思います。

8 番
事務局

ありがとうございました。

すみません、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

4 番
事務局

これ結構筆数ありますけど、実際は幾らかひつついておるわけでしょう。

はい。筆の地番からいきましたら、(土地の所在地)の〇〇〇〇-〇〇から〇〇、〇〇とか、ほぼ近隣の地番でありますので。ちょっと契約書のほうも今確認をしておりますが、使用貸借で間違いありません。

それと、カントリーの固定経費とか土地改良区の費用に関しましては、全て地主さんが払うということで記載がありますので。

4 番
事務局

ああ、なるほど、耕作者じゃなくて。

4 番
事務局

はい。ですから……

なおのこと、ゼロと。

はい。ですから、恐らく親族関係とか、そういった血縁関係がある方じゃないと、こういった契約はされないのかなというふうに思っております。

以上です。

9 番
事務局

普通は払うばってん、お金をもろうたところなんかからしか出さんけんですね。

今おっしゃっているように、一般的に土地改良区の水代はお作りになる方がお支払いになっています。それと、カントリーの利用料も同じようにお作りになっている方がお支払いになっていることがほとんどです。

あと、芦刈と三日月はまだ土地改良区でありますので、その土地改良区にお支払いいただく費用は地主さんがお支払いになっていて、カントリーの固定経費に関しましても、農地面積に対して固定経費が賦課されますので、地主さんがお支払いになるのがほとんどとなっておりますが、両者納得の上、全て地主さんがお支払いになるということで契約書を御準備されています。

以上です。

議 長

ほかに何かございましたら。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号12までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は8ページを御覧ください。

議 長	<p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。） 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

事務局	<p>次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は9ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。</p> <p>本日の売渡希望の審議件数は4件でございます。</p> <p>資料は34ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。</p> <p>本日の貸付希望の審議件数は2件でございます。</p> <p>資料は53ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。</p> <p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を9月25日月曜日の午後1時30分から西館2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。</p> <p>10月定例農業委員会の日時、場所ですが、10月5日木曜日、午後1時30分から、ここ西館2階大会議室となります。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>以上をもちまして9月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員